

○ 総務省告示平成十九年第六十七号(電波法第七十三条第一項及び第五項並びに第八十二条第二項の規定により検査をする職員の身分を示す証明書を定める件)の一部を改正する告示案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)を実施するため、同法第七十三條第一項及び第五項(第百條第五項の規定において準用する場合を含む。)並びに第八十二条第二項の規定により検査をする職員の身分を示す証明書を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>なお、昭和五十六年郵政省告示第千四号(無線局検査職員の証明書を定める件)は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>1 表面</p>	<p>電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)を実施するため、同法第七十三條第一項及び第四項(第百條第五項の規定において準用する場合を含む。)並びに第八十二条第二項の規定により検査をする職員の身分を示す証明書を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>なお、昭和五十六年郵政省告示第千四号(無線局検査職員の証明書を定める件)は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>1 表面</p>
<p>無線局検査職員証明書</p> <p>第 号</p> <p>この証明書を携帯する職員は、電波法第73条第1項及び第5項(第100条第5項の規定において準用する場合を含む。)並びに第82条第2項の規定により検査をする権限を有する者を証する。</p> <p>所 属</p> <p>氏 名</p> <p>交 付</p> <p>有 効 期 限</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>総 務 省 印</p>	<p>無線局検査職員証明書</p> <p>第 号</p> <p>この証明書を携帯する職員は、電波法第73条第1項及び第4項(第100条第4項の規定において準用する場合を含む。)並びに第82条第2項の規定により検査をする権限を有する者を証する。</p> <p>所 属</p> <p>氏 名</p> <p>交 付</p> <p>有 効 期 限</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>総 務 省 印</p>
<p>2 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>2 (同上)</p> <p>備考 (同上)</p>